



大津市公報

令和3年7月30日
号外(第41号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規則

61 大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月30日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第61号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則(平成24年規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表やまびこ園・教室の項の次に次のように加える。

やまびこ相談支援事業所	条例第4条第1項第2号及び同条第2項第1号イに掲げるサービス
-------------	--------------------------------

第2条第2項第2号の表わくわく教室の項中「第4条第1項各号」を「第4条第1項第1号」に改め、同表に次のように加える。

わくわく相談支援事業所	条例第4条第1項第2号に掲げるサービス及び同条第3項の相談支援
-------------	---------------------------------

第2条第2項第3号の表中「及び」の次に「同条第4項の」を加える。

第10条第2項第1号中「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号の表にやまびこ相談支援事業所の項を加える改正規定並びに同条第2項第3号の表及び第10条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。